

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 4 日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を 2 割とするとともに、施行後 3 年間、外来療養に係る 1 ヶ月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。この配慮措置の期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、下記内容について御了知いただくとともに、診療報酬の請求等が適切かつ円滑に行われるよう、本事務連絡の内容も含め、会員各位に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 配慮措置に係る従前の通知の取扱いについて

配慮措置に係る従前の通知等における取扱いについては、令和 7 年 9 月 30 日をもって終了します。

2. 配慮措置の終了に伴うシステムの対応について

医療機関等においては、配慮措置終了後の診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願いいたします。

3. 患者等からの問い合わせに対する対応等について

医療機関等においては、患者等から医療機関等に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」(別紙参照)を案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。